

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年4月8日	株式会社エフ・ライン(法人番号4120001182615)代表者 札幌 喬	大阪府大阪市住之江区平林南1丁目2番81号	本社営業所	大阪府大阪市住之江区平林南1丁目2番81号	輸送施設の使用停止(210日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年11月14日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)酒酔い・酒気帯び運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第5項)、(2)(3)点呼の実施違反【未実施】【飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)	21	21
令和8年4月6日	日本輸送サービス株式会社(法人番号2120101005693)代表者 佐藤 正敏	大阪府堺市中区陶器北93番地の1	尼崎営業所	兵庫県尼崎市大西町3-2-20	輸送施設の使用停止(55日車)	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和7年6月10日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)点検整備違反【3月点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(9)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第23条)	6	6
令和8年4月7日	有限会社関西トランスポート(法人番号7120902020663)代表者 河東 勝己	大阪府泉佐野市上瓦屋358-1	泉佐野営業所	大阪府泉佐野市上瓦屋358-1	輸送施設の使用停止(108日車)	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年6月20日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	11	11

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年4月7日	株式会社BON Bonn Line (法人番号4120101066882) 代表者 高宮 一平	大阪府岸和田市流木 町250番地	北摂営業所	大阪府茨木市鮎川5丁 目23-5	輸送施設の使用停止 (200日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2 項において準用する法 第15条第1項第1号	令和8年1月20日、公安委員会からの通報を端緒に 監査を実施。4件の違反が認められた。(1)酒酔い・ 酒気帯び運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全 規則(以下「安全規則」)第3条第5項)、(2)「貨物 自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務 時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(安全 規則第3条第4項)、(3)(4)点呼の実施違反【未実 施】【飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反】(安 全規則第7条第1項～第3項)		
令和8年4月10日	SASロジスティックス株式会 社(法人番号 8060001015975)代表者 小 曽根 英明	栃木県小山市城東7丁 目30-31	彦根営業所	滋賀県犬上郡豊郷町 大字大町字猫ノ森379 番地1	輸送施設の使用停止 (90日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和6年12月19日、労働局からの通報を端緒に監 査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画 変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違 反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項 第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車 の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の 遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反 【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼 の記録違反【記録の改ざん・不実記載】(安全規則 第7条第5項)、(5)運行指示書【作成、指示又は携 行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	9	9
令和8年4月14日	株式会社三興運送(法人番 号4130001032620)代表者 武長 正弘	京都府宇治市伊勢田 町南山52-12	本社営業所	京都府宇治市伊勢田 町南山52-12	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第1項	令和7年10月24日、前回行政処分違反項目の改 善が見受けられなかったことを端緒に監査を実施。 6件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違 反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自 動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2) 点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸 送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3 項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安 全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳【記載事項 等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(5)「貨物自 動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して 行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指 導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全 規則第10条第1項)、(6)報告義務違反【未報告】(貨 物自動車運送事業法第60条第1項)	2	2
令和8年4月15日	株式会社川野工業(法人番 号4120001207586)代表者 川野 舞	大阪府門真市御堂町 24-1	本社営業所	大阪府門真市御堂町 24-1	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第1項	令和7年5月30日及び同年6月12日、労働局から の通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められ た。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置 及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行 規則第2条第1項第5号)、(2)運転者等台帳【記載事 項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(3)運行管理 者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	2	2

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年4月15日	SUGAI EXPRESS CARGO株式会社(法人番号8140001047127)代表者 菅井 太郎	兵庫県朝来市和田山町久世田字外ワギ796番地	尼崎営業所	兵庫県尼崎市長洲西通1丁目16番6号	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和7年1月16日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(2)点検整備違反【3月点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の実施違反【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(5)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	8	8
令和8年4月16日	辰巳運輸株式会社(法人番号8120001017908)代表者 萩原 良介	大阪府東大阪市水走1丁目15-10	東大阪営業所	大阪府東大阪市水走1丁目15-10	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和8年4月22日	株式会社陽翔通商(法人番号7120001204944)代表者 山本 哲男	大阪府大阪市住之江区平林南2丁目10-9	住之江営業所	大阪府大阪市住之江区平林南2丁目10-9	輸送施設の使用停止(108日車)	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年7月23日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	15	11

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年4月24日	株式会社山口運送(法人番号9140001089647)代表者 藤野 豊	兵庫県神戸市中央区港島6丁目2番地の1	本社営業所	兵庫県神戸市中央区港島6丁目2番地の1	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年10月3日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	3	3
令和8年4月30日	和東運輸株式会社(法人番号6130001036999)代表者 杉本 哲也	京都府相楽郡和東町大字門前小字落久保18-2	東大阪営業所	大阪府東大阪市西石切町四丁目589-1	輸送施設の使用停止(44日車)	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年8月6日及び同年8月28日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)	5	5